

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1081号

## 「本山まるごとスタンプラリー」

### 加盟店舗の募集

本山町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上に大きな影響を受けた町内の小売業者を支援するため、町内店舗への誘客並びに地産地消を拡大するよう本年度も「本山まるごとスタンプラリー」を、令和4年8月1日～令和5年1月31日の期間で開催します。町内の店舗で幅広く利用できるよう、加盟店舗を募集します。

#### 【加盟条件】

町内で小売業を営む事業者（支店・営業所を問わず）

#### 【加盟方法】

「本山町まるごと応援スタンプラリー参加申請書」及び「本山町まるごと応援スタンプラリー賞品出品希望票」（本山町商工会備付もしくは本山町ホームページからダウンロード）を商工会に提出。

※提出頂いた事業所は、加盟店一覧表に掲載

#### 【申込期限】

令和4年6月24日（金）期限厳守

#### 【提出及び問い合わせ先】

〒781-3600 本山町本山494-1

電話 76-221600

FAX 76-366000

本山町ホームページにて、詳細を公開しています。

<https://www.town.motoyamakochi.jp/>

## 水泳監視員の募集について

本山町教育委員会では、水泳監視員を募集しています。詳細は、左記をご確認ください。

#### 【雇用期間】

7月27日（水）～8月31日（水）

#### 【従事する時間】

午後0時45分～4時15分

（ただし、監視時間は、午後1時～4時）

#### 【監視場所】

本山町指定遊泳場である次の3箇所

- ① 本山小学校プール
- ② 吉野小学校プール
- ③ 本山第2町民プール

#### 【応募資格】

- ① 中学校卒業以上で、真面目で責任感の強い方。
- ② 25メートル以上、遊泳が可能である方。
- ③ 救急法実技講習会（会場：嶺北消防署を予定）を必ず受講する方。

（1回目）7月21日（木）午後1時～

（予備日）7月25日（月）午後1時～

【募集人数】 10名程度（性別不問）

#### 【申込方法】

プーチナセンターに電話連絡をお願いします。申込書等を郵送しますので、必要事項をご記入のうえプーチナセンターに申込書等をご提出ください。

【申込期限】 6月28日（火）まで

【賞金】 日額3,500円

【問い合わせ及び申込先】

プーチナセンター 電話 76-22084

## 令和4年度

### 「本山町起業・創業等支援事業」

#### の2次募集について

町内で起業・設立予定の中小企業や、新規分野に参入しようとする事業者等を支援するため、「起業・創業等支援事業」を設置し、対象者にその経費の一部を補助する予定です。

#### 【補助対象事業】

町内で店舗、事務所等を設置し、新たな起業に係わる経費や、新規分野の事業経営を開始する際に係る経費について予算の範囲内で補助します。

#### 【補助対象者】

- ① 本山町民
- ② 事業開始時に本山町内へ転入する予定の町外移住者
- ③ 本山町内において、基準日が属する年度の3月31日までに設立予定の中小企業

※①～③のいずれかに該当し、町税等の滞納がない者

※補助対象者は選考により適否を決定します。

#### 【補助金額】

補助対象経費の1/2以内

（補助対象者毎だより100万円を上限とする）

【申込締切日】 6月1日（木）

※補助対象者の決定は6月中旬以降となります。

#### 【申込・問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班

電話 76-366100

本山町ホームページにて、詳細を公開しています。

<https://www.town.motoyamakochi.jp/>

## 本山町プレミアム付商品券加盟店舗

### の募集

本山町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に与えられた影響を受けた町内の商工業者の支援と、地域における消費を喚起・下支えするため、令和4年6月1日現在に本山町に住民票を有する、町民を対象とした本山町プレミアム付商品券を、発行予定であります。町内の店舗で幅広く利用できるように、加盟店舗を募集します。

#### 【加盟条件】

町内（商工業を営む事業者）（支店・営業所を含む）  
 ※現に「本山町商工会に加盟している事業者は、申込書の提出は必要ありません。商工会加盟店以外の事業所の参加を広く公募するものです。

#### 【加盟方法】

「令和4年度本山町プレミアム付商品券取扱事業者登録申請書」及び「誓約書」（本山町商工会備付もしくは本山町ホームページからダウンロード）を商工会に提出。

※提出頂いた事業所は、加盟店一覧表に掲載

【申し込み期限】令和4年6月24日（金）期限厳守

【提出及び問い合わせ先】

〒781-3601 本山町本山494-1

本山町商工会 電話 76-21600

FAX 76-36600

本山町ホームページにて詳細を公開しています。

<https://www.town.motoyamakochijip/>

## 林業技術者育成研修開催のご案内

林業技術者育成研修事業として、チェーンソーと刈払機に関する技術研修を実施します。チェーンソーや刈払機の免許は取得したけれど、使い方に自信のない方、メンテナンス方法を学びたい方などは是非ともご参加ください。

なお、申込み締切りは各回開催日の2週間前です。

○チェーンソー技術研修

#### 【日時】

7月3日（日）午前9時～午後4時

8月27日（土）午前9時～午後4時

※各回同じ内容です。複数回の参加も可能

#### 【場所】

吉野川ふれあい広場（旧自動車教習所）

#### 【受講資格】

「伐木等業務に関する特別教育」を修了した者

#### 【研修内容】

丸太を使つてのチェーンソーの練習

受け口、追い口の作り方

#### 【持ち物】

作業できる格好、（持っていれば）チェーンソー

メンテナンス道具、安全保護具

○刈払機技術研修

#### 【日時】

6月25日（土）午前9時～午後4時

7月30日（土）午前9時～午後4時

※各回同じ内容です。複数回の参加も可能

#### 【場所】

フツチナセンター（実習は屋外で行います）

#### 【受講資格】

「刈払機取扱作業安全衛生教育」を修了した者

#### 【研修内容】

刈払機の実践、安全な利用方法、メンテナンス方法

#### 【持ち物】

作業できる格好、（持っていれば）刈払機、

メンテナンス道具、安全保護具

すべて参加費は無料です。

【申込先】まちづくり推進課 林業担当

電話 76-36916

FAX 76-26433

メール [rsin@town.motoyama.jp](mailto:rsin@town.motoyama.jp)

※メールでお申し込みの際は、氏名、生年月日、電話番号、住所、受講したい研修種目と日付を記入しお送りください。

## 本山町空き店舗活用に向けて

### 意向調査のご依頼

空き店舗活用に向けた町の取り組みを計画しております。店舗を所有しているが現在、営業を行っていない、貸したいけれど借り手がないなど、お困りの方がいらっしゃいましたら、お気軽に左記連絡先にご相談ください。耐震や修繕の必要具合等を確認し、活用方法をともに検討いたします。

#### 【お問い合わせ先】

- ① 対象物件の場所
- ② 対象物件の登記名義人名、申請者の連絡先
- ③ 対象物件を営んでいた業種、お店を閉めた年月日
- ④ 設備状況
- ⑤ 対象物件の建築図面等の平面図があるか
- ⑥ 立ち回りの様子、内見が可能か

【お問い合わせ先】まちづくり推進課 産業振興班

電話 76-36916

# 本山町花卉・園芸等農業者経営安定

## 補助事業補助金について

本山町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、取引価格の下落等による農産物の売上高減少等の被害があった花卉・園芸等農業者に対し、種苗を購入する経費に対する、補助金事業を実施します。

### 【補助金事業の概要】

#### ① 補助対象者

町内に住所または事業所を有し、過去3年以内の年間20万円以上の販売実績のある花卉・園芸を営む個人及び法人並びに任意団体等の農業経営体

#### ② 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

※期間中に収穫する花卉・園芸農産物の種苗が補助の対象

#### ③ 補助対象経費

農業者が農業を営むため収穫する花卉・園芸農産物の種苗

(注) 対象経費は税抜、かつ千円未満の端数切捨て

④ 補助金額 補助対象経費の5分の1以内の額とし、8万円を上限に補助金を交付する。

(注) 対象経費が千円に満たない場合は、補助対象外

### 【申請方法】

○「本山町花卉・園芸等農家経営安定補助事業補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入の上、次の提出書類を添えてまちづくり推進課産業振興班まで提出してください。

### ○提出書類

・過去3年以内に年間20万円以上の販売実績があることが確認できる書類

・補助対象経費の支払証拠書類

・通帳等の口座名義人記載部分の写し

(注) 申請できる回数は、1事業者ごとに1回が限度となります。

【問い合わせ先】まちづくり推進課 産業振興班

電話 76-33916

## 6月の行政相談について

行政相談委員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

6月の相談は、左記の日程で開催されます。お気軽にご相談ください。

【日時】 6月16日(木) 午前10時～午後0時

【場所】 役場2階 第2会議室

【行政相談委員】 筒井 幸弘

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-22223

## 毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

### 民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃よりの心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等により予約をお願いします。

【日時】 6月17日(金) 午後1時～3時30分

(相談時間は、1組あたり30分です。)

【場所】 役場1階 相談室(応接室)

【事前予約連絡先】 総務課 電話 76-22223

## 献血のお知らせ

献血バスがやってきました。

皆様のご協力を、よろしくお願ひします。

【実施日時】 6月28日(火)

午前10時～午後0時30分

午後1時45分～4時

【場所】 保健センター

【対象者】 次の条件にかなう人

◎年齢 男性 17～69歳

女性 18～69歳

◎体重 男女とも50キロ以上の人

◎前回の献血から男性12週間・女性16週間以上経過している人

◎ヘモグロビン値、血圧測定等で医師が健康と認められる人

◎出血を伴う歯科治療(歯石除去を含む)をしていない人

◎今までに輸血や臓器移植を受けていない人

◎現在妊娠中、または授乳中でない人

1日の6ヶ月間に1回、早流産していない人

献血量 400ミリリットル

※献血者等の安全確保のため、献血をお断りすることがあります。ご了承ください。

【問い合わせ先】

保健センター 電話 70-11060

### 障がい者の就労相談について

障がい者の就労相談窓口を左記のとおり開設しておりますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制となっておりますので、相談日の2日前までに電話等で予約を入れてください。

【日時】6月17日(金) 午後1時～3時

【場所】保健センター 1階 保健指導室

【対象者】

○障がいや病気のある方

・一般企業への就職を目指す方

・就労の継続や生活に不安のある方

○障がい者を雇用している企業担当者や支援

事業所の方

【問い合わせ・予約先】

障害者就業・生活支援センター「ゆいあい」

電話 0888-8254-0111

### 本山町議会議員選挙の

### 日程等について

任期満了に伴い本山町議会議員選挙を左記のとおり執行いたします。

○選挙期日(投票日) 7月24日(日)

○告示日 7月19日(火)

○立候補予定者・運動員説明会

【日時】令和4年6月21日(水) 午前10時～

【場所】本山町プラチナセンターふれあいホール

【問い合わせ先】

選挙管理委員会 電話 76-2440

※なお、第26回参議院議員通常選挙の日程については、決定次第お知らせいたします。

### 計量器の定期検査のお知らせ

「取引」または「証明」に使用する計量器は、計量法で2年に1度知事の実施する定期検査を受検することが義務づけられています。

本年が検査の年となっております。しぎのとおり実施いたしますので、最寄りの会場で受検してください。

なお、不明な点がある場合は、高知県計量検査所または役場まちづくり推進課までお問い合わせください。

【日程】6月30日(木)

【時間・場所】

吉野公民館 午前10時30分～11時30分

プラチナセンター 午後1時～3時

【受検手数料】250円～

種類・能力別に金額が異なります。受付時に徴収いたしますので、お忘れのないようお願いいたします。

【問い合わせ先】

高知県計量検査所

電話 0888-8451-7770

まちづくり推進課 電話 76-36916

### 教科書展示会のお知らせ

令和4年度教科書展示会を次のとおり開催しますので、ぜひ足を運んでください。

【日時】6月22日(水)～23日(火)

午前9時～午後5時(但し20日を除く)

【場所】中央公民館(ふれあい図書室のある建物)

【問い合わせ先】教育委員会 電話 76-36913

### 強引な訪問買取業者にご注意を！

「インターネット業者から」「不用品を買い取る」と言いつ、電話勧誘を受け、自宅の不用品を処分したいと思いつ、来訪を了承したのち、依頼していない貴金属やブランド品まで強引に買い取られるトラブルが発生しています。

「不要な勧誘はきっぱりと断る」「貴金属やブランド品のみを買い取らない」「触りたくない」「よく聞いてみよう」。また、訪問買取には以下のような禁止行為があります。

・消費者からの勧誘の要請がないのに突然訪問して勧誘する行為。  
・査定のみ依頼であるのに勝手に訪問して、訪問のついでに買取の勧誘をする行為。

・事前の約束とは違う物品について、買取を勧誘する行為。

・事業者名、買い取る物品の種類、勧誘の目的を明示せず勧誘する行為。

・消費者が断った場合でも、居座りしつぱ、再勧誘する行為。

買取業者は消費者に対し、契約書面を交付する義務があります。トラブルを避けるためにも、買取を承諾した際は、物品の種類や特徴、購入価格、クーリングオフについての説明事項、契約の年月日、事業者の住所、名称、連絡先、担当者の氏名について記載された契約書面を求めましょう。

・不審に思いつことがあれば、消費者ホットライン「1-800-(5)ささ」に電話をしましょう。

【問い合わせ先】

高知県立消費者生活センター

電話 0888-824-0999

まちづくり推進課 電話 76-36916